

おいでんバスこども運賃ポイント還元事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、おいでんバスこども運賃ポイント還元事業（以下、「本事業」という。）の利用条件を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 本事業は、こどもたちが公共交通機関を使った移動を通じて、地域の魅力を再発見したり、外出先での様々な体験を通じた学びの機会を広げたりすることができる機会の創出を図るとともに、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

(本要領の位置付け)

第3条 本要領は、株式会社エムアイシー及び株式会社名古屋交通開発機構（以下「発行事業者」という）が定める manaca(マナカ)取扱規則（これに付随する各種規則、特約等を含み、以下、「原規則等」という。）に準拠し、本要領に定めがない事項については、原規則等の規定が適用されるものとする。

(定義)

第4条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学生 7歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれのみ7歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の4月1日から12歳に達する日の属する年度（ただし、4月1日生まれのみ12歳に達する日の属する前年度。以下同じ。）の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 小児用 manaca 記名人が小児であって券面に小児の表示がされた、株式会社エムアイシー発行の記名式 manaca 及び提携先のサービス機能と一体となった一体型 manaca 並びに株式会社名古屋交通開発機構発行の記名式マナカ及び提携先のサービス機能と一体となった一体型マナカをいう。
- (3) マイレージポイント 発行事業者が定める原規則等の規定にしたがって付与されるセンターポイント及びSF（ポイント）をいう。
- (4) センターポイント マイレージポイントのうち、センターシステムに記録されるものをいう。
- (5) SF（ポイント） マイレージポイントのうち、manaca に記録されるものをいう。
- (6) SF（現金） manaca に現金をチャージすることで蓄積される残高のことをいう。

(登録手続)

第5条 本事業への参加を希望する者は、本要領に同意した上で、市の定める方法によって登録手続を行い、市がこれを承認することによって、登録手続が完了するものとする。

(登録手続の受付期間)

第6条 登録手続の受付期間は、令和8年7月1日（水）から同年11月30日（月）までとする。

(登録手続方法)

第7条 登録手続は、以下のいずれかの方法で保護者が行うものとする。

- (1) 市交通政策課窓口にて、マイナンバーカードと小児用 manaca を連携して登録
- (2) 電子申請（あいち電子申請・届出システム）にて登録

2 登録手続を前条項第1号による方法で実施する場合、対象者の有効かつ券面記載事項が最新の状態になっているマイナンバーカードを所持していることを条件とする。

(登録手続を行うことができる manaca)

第8条 登録手続を行うことができる manaca は、対象者本人の氏名、生年月日、電話番号及び性別が正しく記録された小児用 manaca とする。

2 登録手続は小児用 manaca 1枚につき1件のみとする。

(対象者)

第9条 豊田市内に住民登録がある小学生で、以下の全ての資格を満たす者とする。

- (1) 事業実施において必要な内容に関し市が住民基本台帳を閲覧すること及び小児用 manaca から取得できる乗降履歴等のデータやカード番号情報を、市が施策効果分析、路線計画検討等に活用することについて、保護者を含めて同意していること
- (2) 事業終了後に市が実施するアンケート調査へ協力すること
- (3) 小児用 manaca を所持していること

(事業参加の承認)

第10条 市は、登録手續の申請者に以下の事由があると判断した場合、登録手續きの申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。

- (1) 登録手續の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- (2) 本要領に違反したと市が判断した場合
- (3) 本要領に違反したことがある者からの申請である場合
- (4) 本事業へ不正に参加した場合
- (5) 本事業の運営を妨害した場合
- (6) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。）であると市が判断した場合、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等の維持、運営又は経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等と何らかの交流・関与を行っているとして市が判断した場合
- (7) その他、市が登録手續を相当でないと判断した場合

(対象路線及び停留所)

第11条 付与の対象となる路線は、とよたおいでんバス全路線とする。ただし、とよたおいでんバス稲武・足助線の快速いなぶに乗車した場合の償還方法については第18条のとおりとする。

2 付与の対象となる停留所は、前項に定める路線の全停留所とする。

(対象となる乗車期間)

第12条 付与の対象となる乗車期間は、令和8年7月18日（土）から同年11月30日（月）までとする。

(ポイントの付与及び還元方法)

第13条 ポイントは、第7条第1項により登録された小児用 manaca へ付与する。

- 2 対象者は第11条に定める路線及び停留所で、前条に定める乗車期間内での乗車に対し、登録手續を行った小児用 manaca を利用して運賃を支払うことで、利用金額に応じてマイレージポイントの付与を受けるものとする。
- 3 前項に定めるマイレージポイントは、各月26日から翌月25日までを一月単位として、その翌月10日又は各月開始の第7営業日のうちいずれか遅い日にまでにセンターポイントとして一括して記録される。
- 4 マイレージポイントの有効期限効力、確認、引継及びセンターシステムから本カードへのマイレージポイント還元方法等については、原規則等に準拠するものとする。
- 5 付与されたセンターポイントは、鉄道駅に設置の自動券売機、チャージ機又は manaca 取扱窓口で1年以内にポイントの還元を行い、小児用 manaca に移行させる必要がある。
- 6 還元されたマイレージポイントは、manaca 交通事業者での運賃支払に利用でき、SF（現金）より優先して差し引かれる。

(ポイントの付与の範囲)

第14条 付与の対象となる利用は、とよたおいでんバス運賃として支払いをした、SF（現金）及び SF（ポイント）とする。

- 2 運賃を現金で支払いした場合は対象外とする（ただし、稲武・足助線 快速いなぶを除く。）。
- 3 付与するポイントは、対象となる乗車期間中に支払った運賃の100%とする。
- 4 運賃は実費支払い分を対象とし、障がい者割引が適用された場合は、割引適用後の運賃とする。

- 5 登録を行った小児用 manaca で複数人の運賃を支払った場合、対象となる1人分について付与対象とする。
- 6 付与は対象となる乗車期間のうち第7条に定める登録を行った日の乗車分からとする。ただし、同条第2号に定める方法で登録を行った場合は、電子申請を行った日の乗車分からとする。

(対象者の要件解除)

第15条 対象者は、毎月1日(休業日の場合は翌営業日)に、資格確認をされるものとする。

- 2 資格喪失の要件は次のとおりとする。

(1) 第9条に定める資格を喪失したとき

(2) 第10条に定める要件に該当すると市が判断したとき

- 3 第7条第1号に定める登録を行った対象者は、毎月1日(休業日の場合は翌営業日)にマイナンバーカードと小児用 manaca の連携状態確認が行われる。以下の各号に該当する場合は失効判定となり、第17条に定める再登録が必要となる。再登録が必要な場合は、市より対象者へ通知するものとする。

(1) 市内転居、氏名変更等により、住民登録情報が変更となったとき

(2) 対象者が所有するマイナンバーカードやマイナンバーカードの電子証明書が有効期間満了により失効となったとき

(3) その他、第9条に定める資格を有しながらも、システムにより失効判定となったとき。

- 4 第9条に定める要件を満たさなくなったときは、要件を満たさなくなった日が属する月の26日乗車分からポイント付与の対象外とする。ただし同条各号に定める要件を満たさなくなったときは、当該要件を満たさなくなった日の翌日からポイント付与の対象外とする。

- 5 第2項第2号に該当したときは、該当した日の翌日からポイント付与の対象外とする。

(紛失・障害再発行時の取扱い)

第16条 対象者が登録済みの小児用 manaca を紛失し、又は破損等により利用できなくなった場合の再発行については原規則等に準拠するものとする。

- 2 前項の手続によりカード番号が変更となった場合、対象者は次条に定める再登録手続を行わなければならない。
- 3 次条に定める再登録手続は、再発行後に再度行うものとする。

(再登録手続)

第17条 第15条第2項、第3項及び前条第1項にかかる事案が発生したことにより対象者の要件が解除となった者は、登録手続きを引き続き希望する場合、再登録手続をしなければならない。この場合において、再登録手続までの間のポイントは付与しないものとする。

(稲武・足助線の快速いなぶに乗車した場合の償還方法)

第18条 稲武・足助線の快速いなぶについては、交通系 IC カードが使用できないため、当路線に乗車した場合の取扱いを次のとおりとする。

(1) 対象者は、稲武・足助線の快速いなぶ乗車時、乗務員に専用の「乗車証明書」の発行を求める。

(2) 稲武・足助線の快速いなぶの乗務員は、対象者から申し出があった場合は、「乗車証明書」を発行する。

(3) 対象者は、市に対し前号の「乗車証明書」を添えて乗車の申告を行う。

(4) 市は、毎月25日までに前号の申告があったものに対し、翌月ポイント付与を行う。

- 2 前項第3号の申告は、令和8年12月18日(金)までに行うこととする。

(禁止事項)

第19条 対象者は、本事業の利用に当たり、以下の行為をすることを禁止する。

(1) 法令又は公序良俗に違反する行為

(2) 犯罪行為に関連する行為

(3) 本事業の内容等、本事業に含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為

(4) 本事業のサーバー又はネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為

(5) 本事業によって得られた情報を商業的に利用する行為

- (6) 本事業の運営を妨害するおそれのある行為
- (7) 不正アクセスをし、又はこれを試みる行為
- (8) 他の対象者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (9) 不正な目的を持って本事業に参加する行為
- (10) 本事業の他の対象者又はその他の第三者に不利益、損害又は不快感を与える行為
- (11) 他の対象者に成りすます行為
- (12) 市が許諾しない本事業上での宣伝、広告、勧誘又は営業行為
- (13) 本事業に関連して、反社会的勢力に対して直接又は間接に利益を供与する行為
- (14) その他、市が不適切と判断する行為
- (15) その他、市が本事業の利用を適当でないと判断した場合

(事業内容の変更等)

第20条 市は、対象者への事前の告知をもって、本事業の内容を変更、追加又は廃止することがあり、対象者はこれを承諾するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第21条 対象者は、市の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本要領に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(免責事項)

第22条 市は、本事業に起因して対象者に生じた損害について、市の故意又は重大な過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

(本要領の変更)

第23条 市は、所定の方法で通知を行った上で対象者の承諾なく本要領を変更できるものとし、当該変更は、本要領で別途定める場合を除き、対象者が市のホームページにアクセスすれば当該変更があった旨の通知を閲覧することが可能となった時に有効になるものとする。変更後は、変更後の内容のみ有効とする。

(準拠法及び裁判管轄)

第24条 本要領は日本法に従って解釈されるものとする。

2 本事業に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として処理する。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年7月1日から施行する。